

1 設定する施策体系

長期的目標については、京都市環境基本条例第9条第2項第1号により、また、基本施策（個別分野の施策の大綱）については同第2号により、環境基本計画に定めることとしている。

なお、現行計画と改定計画との長期的目標及び基本施策との関連性は別紙2のとおりである。

＜京都市環境基本条例（抄）＞

第9条 市長は本市の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は次の各号について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する個別の分野の施策の大綱
- (3) 環境の保全に関する配慮の指針
- (4) その他環境の保全に関する重要な事項

2 長期的目標

（1）設定する項目

将来の目指すべき環境像の実現に向けて具体的な方向性を示すものとして、以下の4項目を設定

分野別目標

- ① かしこくエネルギーを利用する低炭素型のまち【低炭素社会】
- ② 自然環境と調和した快適で安全・安心なまち【自然共生型社会】
- ③ しまつのこころによる循環型のまち【循環型社会】

分野横断的目標

- ④ 環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり

（2）長期的目標の設定及び設定理由

＜第1回検討部会における御意見など＞

「長期的目標の数を少なくする」「個人、地域、地球といったスケール別の分け方」「生活環境と自然環境を統合する」「地産地消・ものづくりの視点」

長期的目標は分野別とし、項目数は5⇒4に削減

- ・ 内容の類似性の観点から、次頁に示した現行計画の長期的目標のうち、②生活環境の保全と③自然環境の保全を「自然共生型社会」として統合
- ・ 京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」や各分野別計画との整合

分野横断的な長期的目標を設定

- ・ 次頁に示した現行計画の長期的目標⑤環境配慮の推進については、①～④の各分野における環境保全活動を支え、推進するための「ひと・しくみづくり」を主な内容としており、複数の分野にまたがった取組となることから、これを分野横断的目標と位置付ける。

＜現行計画における長期的目標＞

① 地球温暖化対策

国際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち・京都

② 生活環境の保全

公害のない健康で安全な環境が保たれるまち・京都

③ 自然環境の保全

自然と共生し、うるおいと安らぎのあるまち・京都

④ 循環型社会の推進

ごみの減量化を進め、資源を循環的に利用するまち・京都

⑤ 環境配慮の推進

すべての主体の知恵と工夫と行動で環境を支えるまち・京都

【参考】「はばたけ未来へ！京プラン」中の施策分野1（環境）における推進施策

1 自然環境とくらしを気遣う環境の保全

2 低炭素型のくらしやまちづくりの実現

3 ごみを出さない循環型社会の構築

3 基本施策

長期的目標の下で、具体的な施策や事業の方向性を示す施策の大綱として、4つの長期的目標のもとに11項目の基本施策を設定

低炭素社会 ～かしこくエネルギーを利用する低炭素型のまち～

① 温室効果ガスの削減及び低炭素型都市の実現

② 省エネルギー促進及び再生可能エネルギーの利用拡大

自然共生型社会 ～自然環境と調和した快適で安全・安心なまち～

③ 公害のない安全・安心な生活環境の保全

④ 生物多様性をはじめとする豊かな自然環境の保全

⑤ 文化や自然環境と調和した京都人らしい快適生活の確保

循環型社会 ～しまつのこころによる循環型のまち～

⑥ しまつのこころによる「2R」と「分別・リサイクル」の推進

⑦ 廃棄物の適正処理とエネルギーとしての利活用

分野横断的目標 ～環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり～

⑧ 環境教育・学習を通じた人材育成

⑨ 広範な主体の協働による環境保全活動の促進

⑩ 地産地消をはじめとする環境にやさしい社会経済のしくみづくり

⑪ 他都市への発信及び国際的な取組の推進

＜主な考え方＞

- ・ 現行計画の基本施策（17項目）をベースとする。
（↑計画策定以降の10年間の状況変化を反映する。）
- ・ 長期的目標を4項目に減少させることも踏まえ、基本施策の数も重複を避け、可能な限り少なくする。

4 各基本施策に関する説明

(1) 低炭素社会に属する基本施策について

- ① 東日本大震災以降、従来の低炭素型社会の構築に加えて、エネルギー政策の重要性が増していることを踏まえ、基本施策にエネルギー政策を追加
- ② オゾン層保護対策・酸性雨については、自然共生型社会に分類
- ③ 国際的取組の推進については、主に人材交流を中身としているが、低炭素社会分野以外にも想定されること、国内的な取組も推進する必要があることを考慮し、分野横断的目標に分類する。

(2) 自然共生型社会に属する基本施策について

- ① 個別の公害分野について、それぞれ施策内容や環境指標が類似していることから、改定計画においては「公害のない安全・安心な生活環境の保全」に一本化する。
- ② 現行計画の「自然と共生し、うるおいと安らぎのあるまち・京都」の枠組みを維持するが、「自然環境」については「生物多様性」、「快適環境」については「文化や自然環境との調和」をキーワードとする。

(3) 循環型社会に属する基本施策について

- ① 現行計画では、一般廃棄物と産業廃棄物を分けて基本施策を設定しているが、実際の取組内容の記載については重複していることから、取組内容をベースに「ごみ減量施策」と、「廃棄物の適正処理とエネルギーとしての利活用として再構成する。
- ② ごみ減量施策に関する基本施策については、「しまつのこころ条例」「新・ごみ半減プラン」の内容を踏まえ、「しまつのこころによる『2R』と『分別・リサイクル』の推進」とする。

(4) 分野横断的目標に属する基本施策について

- ① 環境基本計画の内容には、環境教育等、環境のあらゆる分野に関連する施策内容があるため、改定計画においては分野横断的な施策をまとめた長期的目標を設定する。
- ② 「分野横断的」なものとして「ひとづくり」「まちづくり」「しくみづくり」「地域づくり」「参画と協働」などをキーワードとしたい。
- ③ 現行計画における「⑤環境配慮の推進（前頁参照）」をベースとした場合に、「ひとづくり」「しくみづくり」をもとに整理が可能である。

5 環境指標の考え方（具体的に採用する指標については次回部会において提示及び検討）

環境指標については、基本的には個別の分野別計画等における進捗管理に委ねるものとし、現行の82の数値目標等については大幅に削減する。

なお、長期的目標の環境指標としては、市民の主観に基づく指標を、また、基本施策の環境指標としては、客観的な指標を設定することとする。具体的な指標については、次回部会において御審議いただきたい。